



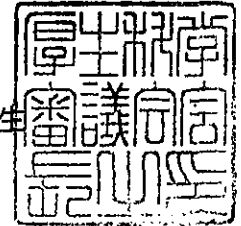
厚科審第11号
平成23年3月11日

科学技術部会部会長

永井良三 殿

厚生科学審議会会長

垣添 忠



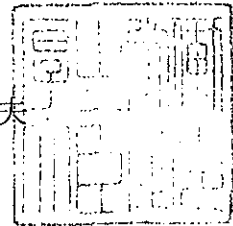
ヒト幹細胞臨床研究実施計画について（付議）

標記について、平成23年3月9日付け厚生労働省発医政0309第1号をもって厚生労働大臣より諮問があったので、厚生科学審議会運営規程第3条の規定に基づき、貴部会において審議方願いたい。

厚生労働省発医政 0309 第 1 号
平成 23 年 3 月 9 日

厚生科学審議会会長
垣 添 忠 生 殿

厚生労働大臣 細川 律夫



諮 問 書

下記のヒト幹細胞臨床研究実施計画について、その医療上の有用性及び倫理性に関し、厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第8条第1項イ及びヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針（平成22年厚生労働省告示第380号）の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

記

1. 平成23年2月17日に金沢大学医薬保健研究域長から提出された「自己脂肪組織由来間質細胞を用いた再生医療に関する臨床研究-虚血性心不全に対して-」計画
2. 平成23年2月17日に金沢大学医薬保健研究域長から提出された「肝硬変に対する自己脂肪組織由来間質細胞の経肝動脈投与による肝再生療法の臨床研究」計画
3. 平成23年2月28日に鳥取大学医学部長から提出された「自己皮下脂肪組織由来細胞移植による乳癌手術後の乳房再建法の検討」計画
4. 平成23年3月3日に東海大学医学部長から提出された「細胞シートによる関節治療を旨とした臨床研究」計画

厚科審第12号

平成23年5月18日

科学技術部会部会長

永井良三 殿

厚生科学審議会会長

垣添忠生



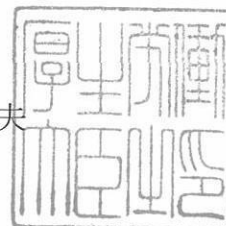
「ヒト幹細胞臨床研究実施計画について（付議）」の
一部取り消しについて（付議）

標記について、平成23年3月11日厚科審第11号をもって付議したところであるが、平成23年5月13日厚生労働省発医政0513第1号をもって厚生労働大臣より諮問の一部取り消しがあったので、貴部会における審議を一部中止願いたい。

厚生労働省発医政 0513 第 1 号
平成 23 年 5 月 13 日

厚生科学審議会会長
垣 添 忠 生 殿

厚生労働大臣 細川 律夫



諮問の一部取り消しについて

平成23年3月9日付で別添（写）のとおり諮問書（厚生労働省発医政 0309 第1号）を提出したところであるが、下記の2件のヒト幹細胞臨床研究実施計画について諮問後に当該計画を申請した研究施設について、研究費の不正受給（以下、「不正受給」という。）の報道がなされ、現時点において、事実関係及び当該計画に参画する関係者の関与の有無が確認できていない。

よって、下記の2件の計画にかかる諮問を取り消すこととする。

なお、当該計画の参画者が不正受給の関係者に含まれないことが確認され次第、再度諮問の手続きを行うこととする。

記

1. 平成23年2月17日に金沢大学医薬保健研究域長から提出された「自己脂肪組織由来間質細胞を用いた再生医療に関する臨床研究-虚血性心不全に対して-」計画
2. 平成23年2月17日に金沢大学医薬保健研究域長から提出された「肝硬変に対する自己脂肪組織由来間質細胞の経肝動脈投与による肝再生療法の臨床研究」計画